

令和4年分 給与所得に対する源泉徴収簿

区分	支給年月日	支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰越した過不足税額
1	1/31	100,000		100,000	0	720		720	
2	2/28	100,000		100,000	0	720		720	
3	3/31	100,000		100,000	0	720		720	
4	4/30	100,000		100,000	0	720		720	
5	5/31	100,000		100,000	0	720		720	
6	6/30	100,000		100,000	0	720		720	
7	7/31	100,000		100,000	0	720		720	
8	8/31	100,000		100,000	0	720		720	
9	9/30	100,000		100,000	0	720		720	
10	10/31	100,000		100,000	0	720		720	
11	11/30	100,000		100,000	0	720		720	
12	12/31	100,000		100,000	0	720		720	
計		1,200,000		1,200,000		8,640		8,640	
賞与	6/30	200,000		200,000		8,168		8,168	
	12/10	200,000		200,000		8,168		8,168	
計		400,000		400,000		16,336		16,336	

給与等の収入金額		給与所得控除額	
(給与所得の源泉徴収票の支払金額)			
1,625,000円まで	550,000円	収入金額×40%-100,000円	
1,625,001円から 1,800,000円まで		収入金額×30%+80,000円	
1,800,001円から 3,600,000円まで		収入金額×20%+440,000円	
3,600,001円から 6,600,000円まで		収入金額×10%+1,100,000円	
6,600,001円から 8,500,000円まで		1,950,000円 (上限)	
8,500,001円以上			

※令和2年以降、給与所得控除額の最も低い額が65万円から55万円になります。

※令和2年以降、基礎控除額が38万円から48万円になります。

区分	金額	税額
給料・手当等	① 1,200,000	③ 8,640
賞与等	④ 400,000	⑥ 16,336
計	⑦ 1,600,000	⑧ 24,976
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 1,050,000	
所得金額調整控除(※)	⑩ 0	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 1,050,000	
社会保険料等申告による社会保険料の控除分	⑫ 0	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬ 166,440	
生命保険料の控除額	⑭ 100,000	
地震保険料の控除額	⑮ 15,000	
配偶者(特別)控除額	⑯ 0	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰ 281,440	
基礎控除額	⑱ 480,000	
所得控除額の合計額	⑲ 761,440	
差引課税給与所得金額(⑪-⑲)	⑳ 288,000	㉑ 14,400
年調所得税額(㉑×10.2%)	㉒ 29,376	㉓ 14,400
年調年税額(㉒×102.1%)	㉔ 29,976	㉕ 14,700
差引超過額又は不足額(㉕-⑧)	㉖ 10,276	▲

超過額の精算	不足額の精算
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	本年最後の給与から徴収する金額
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	翌年に繰り越して徴収する金額
差引還付する金額(㉕-㉖-㉗)	
同上のうち翌年中に還付する金額	
同上のうち翌年において還付する金額	

国税 収納金 (納付書) 給 領収済通知書

令和4年 酒田 32391 00040596 110

住所: 酒田市光ヶ丘二丁目 2-36

氏名: 国税 太郎

納付税額: 2212

合計額: 2212

給与支払報告書 (個人別明細書)

酒田市光ヶ丘 2-2-36

氏名: 国税 花子

専給: 7160000

控除: 91050000

基礎控除: 20761440

所得控除後の金額: 2514700

※納付税額が 0 となる場合であっても、必ず「合計額」が 0 の納付書を作成し税務署へ提出(又は郵送)してください。(提出されていない場合、税務署からお尋ねさせていただく場合があります)